

添田町

歴史的風致維持向上計画

(概要版)



平成27年5月
福岡県添田町



1 計画の目的

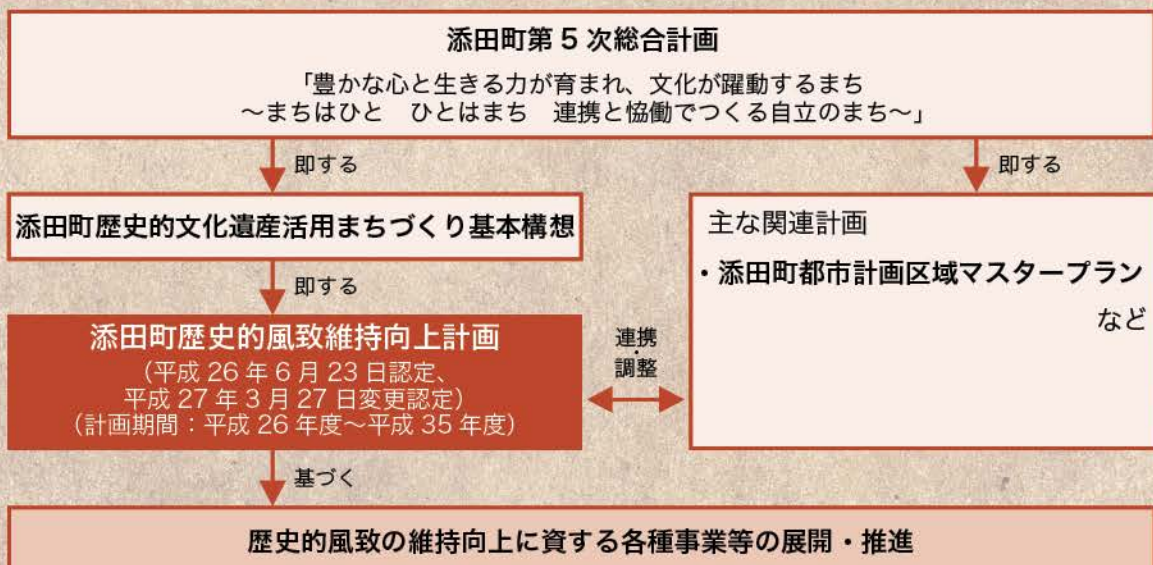
本町の中心的な存在である英彦山は、日本三大修験山の一つに数えられ、町内をはじめ県内外の多くの人々から信仰を集めるとともに、重要文化財である「英彦山神社奉幣殿」をはじめ様々な社殿が建ち並び、門前町として形成された麓の丘陵部にも歴史的建造物や遺跡が厳かに佇んでいます。また、町民の多くが居住する麓の平野部には、英彦山信仰による人々の往来により形成された古くからの市街地に、明治以降の石炭産業の発展が伴って、重要文化財である「中島家住宅」等をはじめとする町家が軒を連ねています。これらの歴史的建造物や遺跡の中では、修験道の流れを汲む松会祈年祭や五穀豊穡等を祈願する神幸祭等の祭礼や、神楽等の伝統芸能等の活動が地域の方々により脈々と受け継がれています。本町は、雄大な自然の中でこれら伝統的な祭り行事と歴史的な建造物等が一体として受け継がれていることで、本町独特の趣が醸し出されています。

本計画は、脈々と受け継がれてきたこれら大切な歴史的風致*を今後も継承することを目的としています。本計画の推進により、地域の特性や魅力を有効かつ適正に活用し、更なる魅力の発見による振興を図り、町民相互の交流や来訪者をもてなす観光等により地域の活性化が推進され、町民の町に対する愛着が育まれることを期待するものです。

*歴史的風致とは、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と歴史まちづくり法で定義されている。

2 計画の位置付け

本計画は、「添田町第5次総合計画」を推進するため、本町の歴史・文化を活用したまちづくり構想として策定された「添田町歴史文化遺産活用まちづくり基本構想」の実現化を図るための計画です。「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」に基づき、歴史的風致の維持向上に資する各種事業を計画的、かつ推進力を持って取り組んでいきます。



歴史的風致維持向上計画と上位関連計画の関係

3 添田町の概要

本町は、福岡県の東南端、大分県境に接する内陸部に位置し、面積は132.1k㎡で、その多くは山間部が占め、年間降水量も2030mmと多雨な地域です。特に町域の南に位置する古くから信仰を集める霊峰「英彦山」は、昭和25（1950）年国内最初の国定公園「耶馬日田英彦山国定公園」となっており、自然豊かな景勝地として「日本百景」にも選定されています。

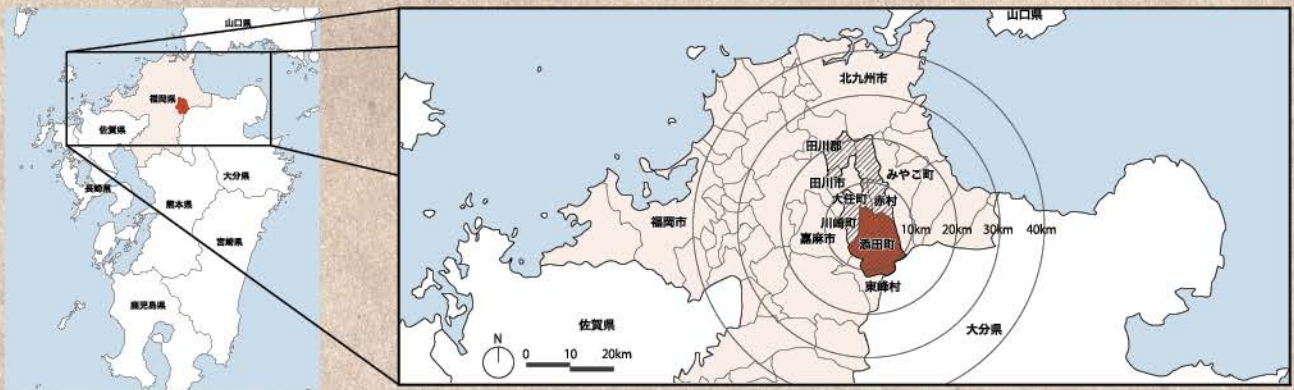
人口は10,909人、高齢化率33.7%（平成22年現在）と高く、高齢化・過疎化が進んでいます。主要産業は農林業と観光であり、英彦山を中心とした山間産業が主体となっています。



英彦山遠景



英彦山参道大門筋



本町の位置

歴史環境

添田町は遠賀川などの主要河川の源流をなす天水分の山「英彦山」が位置し、その山麓遺跡から縄文時代早期の狩猟落とし穴遺構や縄文時代後期の住居跡などが発見され、また、弥生時代の庄原遺跡から国内最古級の金属溶解炉跡や青銅器鋳型が発見され、添田町の黎明期の様子が明らかとなりました。古代から中世にかけては「英彦山」信仰が興隆し、西国一の霊験所として発展し、英彦山最大の祭礼である「松会祈年祭」、「峯入り」などの修験行事が整備されました。近世期になると九州一円からの英彦山への参詣道が発達し、「英彦山詣で」として多くの檀家信者が参詣しました。この街道沿いの添田本町には重要文化財中島家住宅などの町屋が立ち並び、醸造業などの生産業が盛んとなりました。近代は明治維新の廃仏毀釈により英彦山の修験道は終焉を迎えましたが、近代化に向けた殖産政策として操業された官営八幡製鐵所への石炭供給の一躍を担った筑豊炭田の一角をなして蔵内峰地炭鉱が開業し、鉄道、主幹道が整備されました。しかし、昭和の新エネルギー革命により炭鉱は閉山し、主産業を失いましたが、国定公園英彦山を活かした観光振興に努めています。

4 添田町の維持向上すべき歴史的風致

本町は、古くから信仰を集める霊峰「英彦山」を擁しており、英彦山では中世に修験道が興隆したことで様々な社殿や宿坊が建ち並ぶ環境が形成され、麓では、英彦山への往来により街道沿いの市街地や集落が形成されてきました。これらの場では、以下に示す通り全部で12の歴史的風致が見い出され、本町独特の歴史的風致が形成されています。

1. 英彦山神宮にまつわる歴史的風致



【 1-1. 柱松神事
にみる歴史的風致 】

柱松神事は奉幣殿前の斎庭に建てられた柱松に浄火が灯され、平穩成就に合掌する人々の情景があります。



【 1-2. 御潮井採り
にみる歴史的風致 】

御潮井採りは九里八丁の道程を往来し、持ち帰った御潮井で参道沿いの銅鳥居をはじめ、門前山中を清め祓いを行います。



【 1-3. 御田祭
にみる歴史的風致 】

御田祭は田植え神事として、現在も田植え前に英彦山詣を行い、奉幣殿前に斎庭を設け、英彦山権現に豊作祈願をする情景があります。



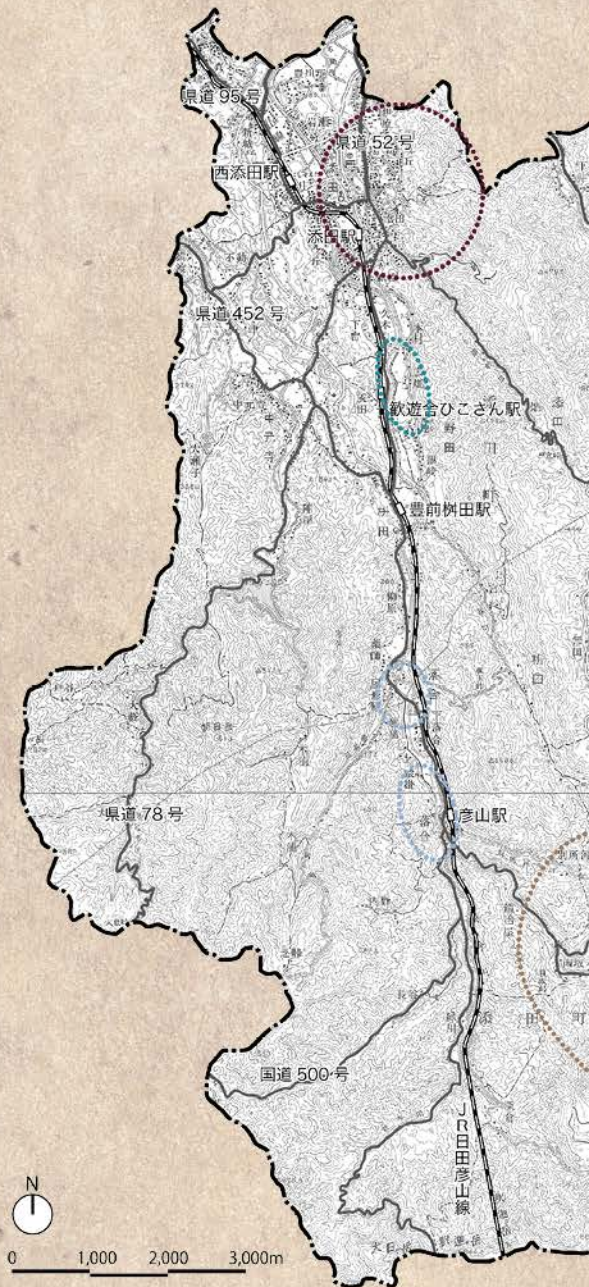
【 1-4. 神幸祭
にみる歴史的風致 】

神幸祭は神輿が参道を勇壮に上り下りし、その道程で稚児舞や獅子舞、鉦舞が奉納されており、今なお英彦山権現を讃える情景があります。

2. 添田本町地区と神幸祭にみる歴史的風致



添田本町神幸祭は、岩石城城下町に端を発する日田道沿いに整備された町割りに中島家住宅等の町家建築が軒を連ねるなか、疫病退散や町内安全を祈願して、神輿や山車が巡幸します。



凡例

【歴史的風致】

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| 1. 英彦山神宮にまつわる歴史的風致 | 3. 英彦山水系流域と伝統芸能にみる歴史的風致 |
| ○ 1-1. 柱松神事にみる歴史的風致 | ○ 3-1. 津野神楽にみる歴史的風致 |
| ○ 1-2. 御潮井採りにみる歴史的風致 | ○ 3-2. 落合獅子楽にみる歴史的風致 |
| ○ 1-3. 御田祭にみる歴史的風致 | ○ 3-3. 野田獅子楽にみる歴史的風致 |
| ○ 1-4. 神幸祭にみる歴史的風致 | |
| 2. 添田本町地区と神幸祭にみる歴史的風致 | 4. 彦山踊りにみる歴史的風致 |
| ○ | ○ |

3. 英彦山水系流域と伝統芸能にみる歴史的風致



**3-1. 津野神楽
にみる歴史的風致**

津野神楽は、神々に対する崇敬と畏敬の念から高木神社で伝承されおり、奏楽の軽やかな笛太鼓に合わせて、神楽方や鬼神が華やかに舞う姿が継承されています。



**3-2. 落合獅子楽
にみる歴史的風致**

落合獅子楽は、太祖神社や高木神社へ一年の豊穡と平穏を祈念し、子ども楽打ちと獅子舞が奉納されています。



**3-3. 野田獅子楽
にみる歴史的風致**

野田獅子楽は、加茂神社で五穀豊穡への神徳に感謝し、神霊の慰め奉るため舞われ、楽を打つ子供達の目は生き生きと輝き、村を担っていく新しい息吹が感じられます。

4. 彦山踊りにみる歴史的風致



彦山踊りは報恩寺跡境内などで踊られ、三味線や笛、太鼓の音頭、口説き手の声が闇夜に溶け込み、菅笠姿の踊り手のしなやかな足運びから、深山にも「みやこ情緒」が感じられます。

5. 英彦山詣でと英彦山権現講にみる歴史的風致



英彦山権現講は、毎年九州の各地域にある権現講の代表者を決め、英彦山神宮上官に参詣する英彦山詣でが脈々と受け継がれています。

6. 高住神社にまつわる歴史的風致



6-1. 神幸祭(豊前坊丑日祭)にみる歴史的風致

高住神社は牛馬信仰の中心地として、珍しい六角形の蓮華輿様を成す神輿巡幸や牛くじが行われ、農村部から多くの参詣者を集めています。



6-2. 豊前坊採燈護摩供にみる歴史的風致

高住神社境内に組まれた壇木から藤々を立ち上げる護摩の燻煙には、往時の山伏が厳しい修行で感得した神仏の息吹が今も感じられます。



- 歴史的風致
- 風致
- 的風致
- 的風致
- 6. 高住神社にまつわる歴史的風致
- 6-1. 神幸祭(豊前坊丑日祭)にみる歴史的風致
- 6-2. 豊前坊採燈護摩供にみる歴史的風致

峰入り（入峰）

修験道の中で最も秘儀とされる行事に峰入りがあります。峰入りとは、山伏が行場を巡り、断崖絶壁での荒業や断食等を行う山中修行のことで、その成立は、古代から中世であり、仏教の影響を強く受けています。

英彦山における峰入りは、明治維新による神仏分離以後は多聞坊により私的に伝承され、その後、断続的に継承され、明治43（1910）年8月には大々的に秋峰が行われたと言い、その時の行場を結界する『股木』（右写真）が残されています。その後、平成6（1994）年より継続的に修験春風会が福智金剛界への峰入りを執り行い、平成25（2013）年5月には150年ぶりに宝満山修験会により英彦山への峰入りが果たされました。今でもかつて英彦山の山伏たちが挑んだ古式修験道にならって山中を巡り、祈りを捧げています。



白山宮の権現祭

添田本町地区では法光寺前にあったゑびす様のゑびす祭、白山宮の権現祭、白山宮の秋大祭が行われていました。ゑびす祭は近年行われなくなったものの、秋大祭と権現祭が併せて行われるようになっていきます。

権現祭は現在、10月中旬の日曜に行われており、回り当番で町一・町二・町三・町四行政区の氏子が参加して行われています。権現祭りの後、後日組内では内座と呼ばれる権現祭の講が持たれ、今でも広く信仰されていることがわかります。

このように今でも厳しい規律で祭りが行われ、添田本町地区の秋の風情として権現祭が行われています。



英彦山詣でと英彦山がらがら

英彦山がらがらは、約800年の歴史を持つ土鈴のことで、お守りとして親しまれているものです。英彦山がらがらの製作は、英彦山の麓に位置する緑や水が豊かな落合集落の窯元で現在も行われています。英彦山がらがらの特徴は、一つ一つ時間をかけて手作りされているため、音色が一つ一つ異なり、趣が感じられるところにあります。

製作された英彦山がらがらは、英彦山神宮でお祓いを受けた後、お守りとして授与所で参詣者に授与されます。また、英彦山の参道の店舗でも英彦山がらがらを買求めることができます。



豊前坊天狗

日本を代表する八天狗の一つに彦山豊前坊があります。これは九州天狗の頭領として、天津日子忍骨命が天下ったもので、役行者がこの山で修行したとき、それを祝福して出現したとされます。

豊前坊天狗は、その霊力で慈悲と幸福をもたらすとして信仰され、高住神社は今も「天狗の社」として、深く崇敬されています。また、豊前坊天狗は室町時代より「鞍馬天狗」や「花月」等の数々の伝記や説話に登場し、広く親しまれてきました。

造形としても天狗面、鼻高面として作例も多く、江戸時代から英彦山には多くの木彫面が残されています。今では陶面として、町内各所の工房で作られ、家内守護として英彦山みやげとして親しまれています。



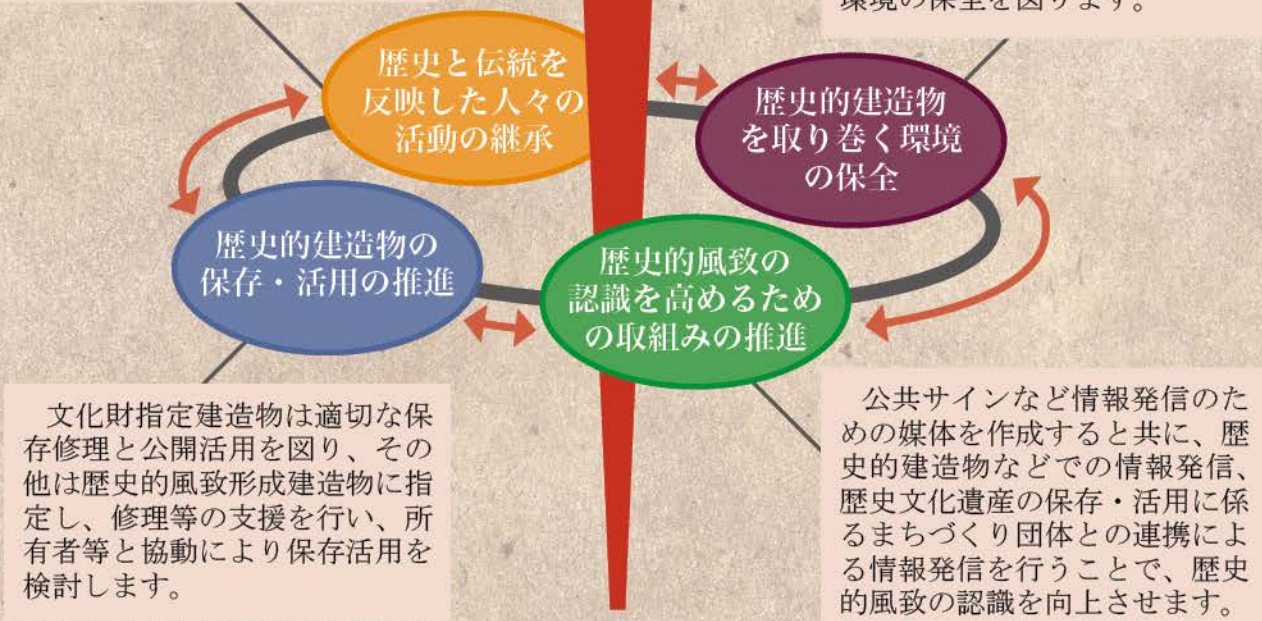
5 歴史的風致維持向上に関する方針

本町の維持向上すべき歴史的風致は、本町のシンボルである霊峰「英彦山」とそれにまつわる歴史的風致が主であり、本計画では、これらの歴史的風致を維持向上させることで「英彦山」と「英彦山の麓の平野部」の再興を図り、それにより本町の活性化を目指します。

歴史的風致の維持向上

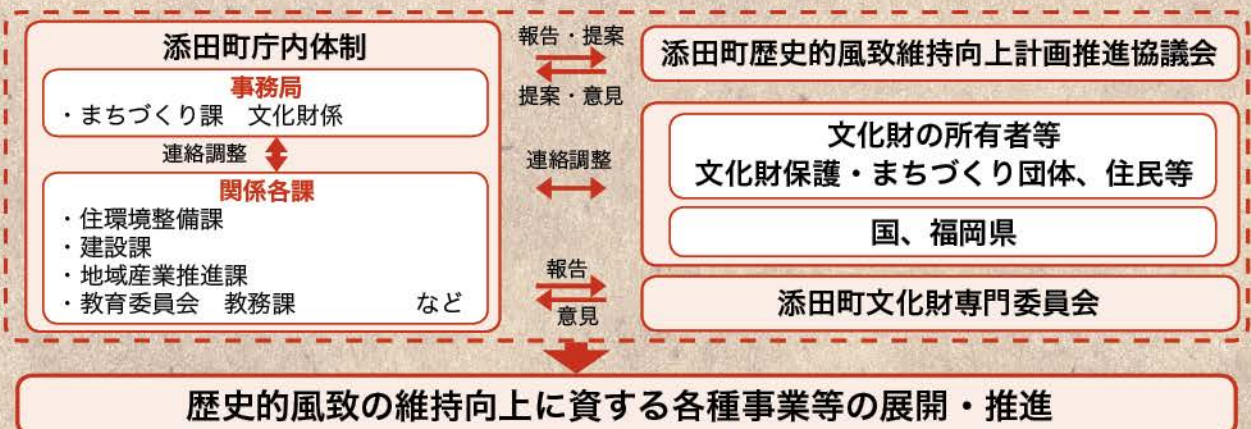
歴史と伝統に反映した活動の担い手育成や支援に取り組み活動の継承を図ります。

歴史的建造物を取り巻く環境について、景観法等の新たな法制度の活用や事業の実施により環境の保全を図ります。



計画の実施方法・実施体制

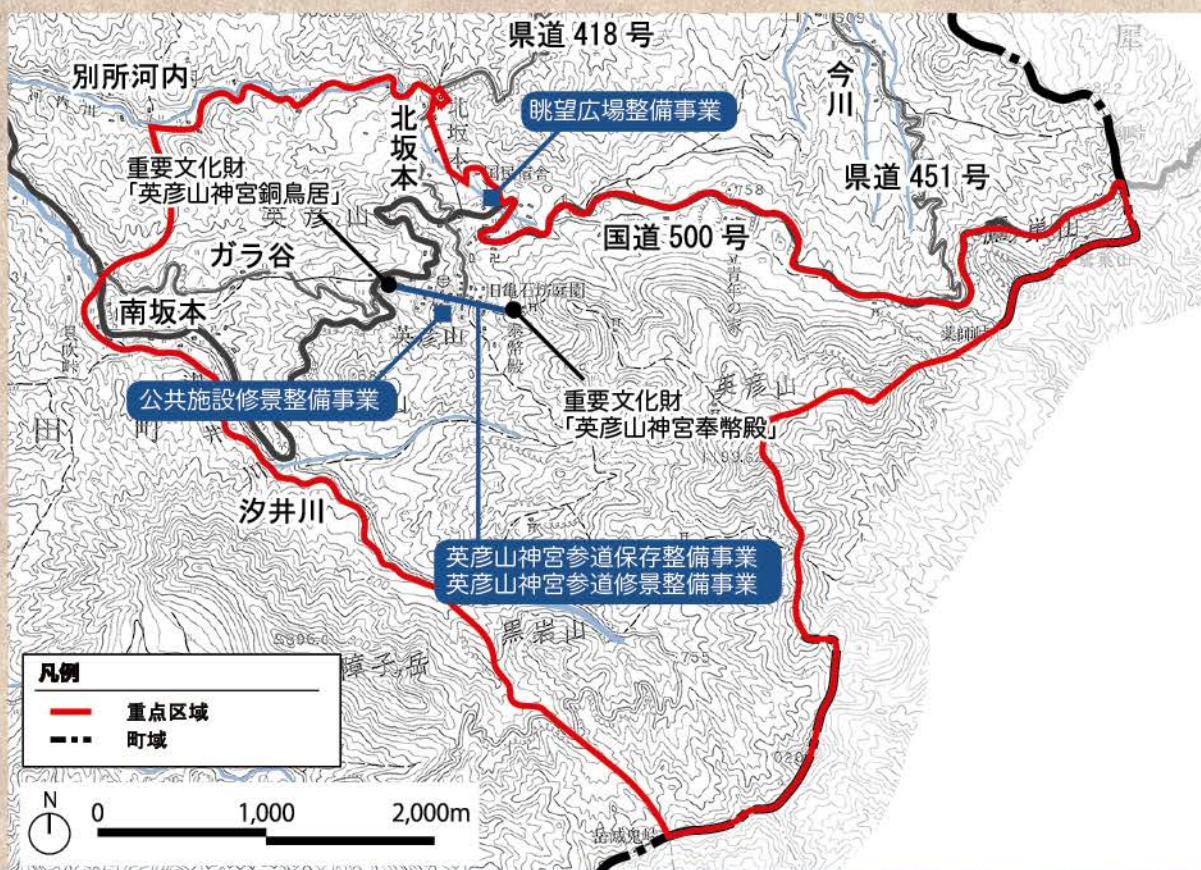
本計画の推進、実施にあたっては、まちづくり課文化財係が事務局を担い、歴史まちづくり法第11条に基づく添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会において計画推進や計画変更、円滑な事業の実施に向けた協議を行い、事業を推進していきます。



6 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理

本町の歴史的風致の維持向上を図るため、計画期間内において、歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等（歴史的風致維持向上施設）の適切な整備、管理を推進・促進します。

英彦山区域（1,177.2ha）を対象とする事業



【 英彦山神宮参道保存整備事業
英彦山神宮参道修景整備事業 】

英彦山神宮参道の石段や石垣、石塔等の工作物の保存修理、水道パイプの地中化や歴史的景観を尊重した消火設備に修景整備する。



【 英彦山区域歴史的風致形成
建造物修理事業 】

現存する宿坊等の歴史的建造物は、歴史的風致形成建造物と指定し、個人（団体）が実施した修理・活用を図るための費用の一部について、助成金を交付し支援する。

【 英彦山地区再興整備方針
策定事業 】

英彦山門前町全体の観光や地域住民と来訪者等の交流を促すための施設整備の方針を策定する。

【 公共施設修景整備事業 】

スロープカー花駅について、周辺景観と調和した材料・色彩で覆う等の修景整備を行う。

【 眺望広場整備事業 】

英彦山からの展望を望める場として、ベンチ・駐車場を整備するとともに、案内板も併せて設置する。

添田本町等区域（124.3ha）を対象とする事業



【中島家住宅保存活用計画策定事業
中島家住宅保存整備事業
中島家住宅活用整備事業】

重要文化財の中島家住宅の保存活用計画を策定するとともに、今後の公開活用に向けて、建物の保存修理や便益施設等の活用整備を行う。



【中村家住宅保存活用整備事業】

町指定文化財の中村家住宅の今後の公開活用に向けて、建物の保存整備や便益施設等の活用整備を行う。

【添田公園整備事業】

添田公園について、散策路の再整備とともに未整備となっている散策路の整備を行う。

【添田本町等区域歴史的風致形成
建造物修理事業】

現存する町屋建築等の歴史的建造物は、歴史的風致形成建造物と指定し、個人（団体）が実施した修理・活用を図るための費用の一部について、助成金を交付し支援する。

【添田本町・岩石山・添田公園周
遊マップ作製事業】

岩石城跡や城下町の中島家住宅等の町屋、添田公園等を一体的に巡るためのガイドブックと観光マップを作製する。

町全域を対象とする事業

【案内板等デザイン方針策定事業
案内板等整備事業】

案内板や誘導サイン等の公共サインのデザイン方針を策定し、方針に基づいた整備を行う。

【歴史的古文書保存活用事業】

文化財に指定されていない古文書等の文化遺産について、後継者に継承するため補修を行うとともに、それを活用するためデジタルデータ化を行う。

【児童・生徒に対する
意識向上推進事業】

添田町の歴史に関するテキストを作成するとともに、小・中学校への学芸員等の派遣、現地見学等を実施する。

【民俗芸能文化財等伝承
支援事業】

伝統芸能を行っている活動団体に対して、活動の維持や後継者育成に資する活動経費の一部について、助成金を交付し支援する。

【まちづくり団体設立支援事業】

歴史文化遺産の保存・活用に係る文化財保護・まちづくり団体の設立を支援する。

【まちづくり団体育成支援事業】

歴史文化遺産の保存・活用に係る文化財保護・まちづくり団体の活動経費の一部を支援する。

【普及啓発イベント事業】

勉強会や講演会等の普及啓発のためのイベントを開催する。

7 歴史的風致形成建造物

本町には指定文化財以外にも歴史的建造物は多く存在しており、これらの建造物においても適切な保護が求められています。本計画では、本町の維持向上すべき歴史的風致を構成し、重点区域内に位置する歴史的建造物のうち、歴史的風致の維持向上のために保護を図る必要があると認められる建造物について、歴史まちづくり法第12条第1項の歴史的風致形成建造物に指定し、歴史的建造物の保護を推進します。

歴史的風致形成建造物の指定要件

歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、道路等の公共空間から容易に望見することができる物件のうち、当該建造物の所有者との協議の上、同意を得られた物件を前提として指定していきます。歴史的風致形成建造物の指定は、次に示す「指定対象の要件」及び「指定基準」を満たす建造物を指定することとします。

歴史的風致形成建造物の指定対象の要件

指定対象の要件
ア 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財（建造物）
イ 福岡県文化財保護条例に基づく指定文化財
ウ 添田町文化財保護条例に基づく指定文化財
エ その他、本町の歴史的風致の維持向上に寄与する建造物で、町長が必要と認めたもの

歴史的風致形成建造物の指定基準

指定基準
ア 建造物の形態・意匠又は技術上の工夫が優れている建造物
イ 地域の歴史を把握する上で重要な建造物
ウ 歴史的な町並みの構成要素として重要な建造物

歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的建造物適正な維持・管理は、所有者等による維持・管理を基本とし、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却に係る町長への届出及び勧告等を活用し、適正な維持・管理を図ります。維持・管理を行う上で修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等の調査・記録を行った上で、往時の姿に修復・復原することを基本とします。

また、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の積極的な公開・活用を図っていきます。公開にあたっては、外部から望見できるよう措置を講じるだけでなく、可能な限り内部の公開に努めることとし、公開する場合は、所有者の生活に支障を与えないよう配慮するとともに十分な協議の上、実施することとします。

歴史的風致形成建造物の指定候補

英彦山区域の候補物件（16件）

例えば



【 財蔵坊 】



【 板倉 】

添田本町等区域の候補物件（4件）

例えば



【 中村家住宅 】



【 御成門 】

歴史的風致形成建造物の維持・管理は、福岡県や添田町の文化財保護条例に基づいて指定されている建造物は、当該条例に基づき適正に維持・管理を行い、それ以外の建造物は、建造物の特性や価値に基づいて適正に維持・管理を行うこととします。

参考) 指定文化財件数

類型		国指定	県指定	町指定	国登録	合計
有形文化財	絵画	—	—	—	—	—
	彫刻	—	1	1	—	2
	工芸品	2	1	—	—	3
	書跡・典籍	1	—	—	—	1
	古文書	—	—	—	—	—
	考古資料	1	—	—	—	1
	歴史資料	—	—	—	—	—
	建造物	4	1	1	—	6
無形文化財		—	—	—	—	—
民俗文化財	有形民俗文化財	—	4	—	—	4
	無形民俗文化財	—	—	1	—	1
記念物	史跡	—	1	1	—	2
	名勝	1	1	—	—	2
	天然記念物	2	4	2	—	8
文化的景観		—	—	—	—	—
伝統的建造物群		—	—	—	—	—
合計		11	13	6	—	30

(平成26(2014)年3月31日現在)



福岡県添田町

発行日：平成27年5月

発行・編集：添田町まちづくり課 〒824-0691 福岡県田川郡添田町大字添田2151

TEL 0947-82-1231 (代表) FAX 0947-82-2869 HP <https://www.town.soeda.fukuoka.jp/>